

平成29年第4回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成29年12月8日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	2番	古 田 聖 人
副 議 長	4番	川 島 功 士
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文

住 民 福 祉 部 長	服 部 敦 美
建 設 水 道 部 長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	平 岩 敬 康
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	堀 仁 志
書 記	中 野 妙 子
主 事	鷲 見 彩 加
主 事	田 原 由 浩

1. 議事日程（第1号）

平成29年12月8日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第6号報告 専決処分の報告について
- 日程第5 第57号議案 専決処分の承認について
- 日程第6 第58号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第59号議案 笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第60号議案 笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第61号議案 笠松町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第62号議案 岐阜縣市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 日程第11 第63号議案 笠松町土地開発公社の解散について
- 日程第12 第64号議案 町道の路線認定について
- 日程第13 第65号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 第66号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第15 第67号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第16 第68号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

開会 午前10時00分

○議長（古田聖人君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成29年第4回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（古田聖人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

1番 竹中光重 議員

10番 長野恒美 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（古田聖人君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの12日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（古田聖人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（堀 仁志君） それでは、2点御報告させていただきます。

まず1点目は、監査委員より、平成29年度8月分、9月分及び10月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、平成29年11月22日に第61回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールで開催され、17項目の一般決議及び5項目の特別決議が採決されましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

なお、この大会には、正・副議長が出席されております。以上でございます。

○議長（古田聖人君） 続いて、理事者の報告を求めます。

町長。

○町長（広江正明君） 工事請負契約の締結であります。笠松町運動公園整備工事1件と、配水管布設がえ工事1件の2件であります。この契約金額あるいは契約の相手方、工事内容等詳

細につきましては、お手元の議案資料をお目通しいただきたいと思います。

また、平成28年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算書と平成28年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算書の2件については、岐南町及び羽島市より報告をされましたのでお手元に配付をさせていただきました。

○議長（古田聖人君） 以上、御了承願います。

日程第4 第6号報告及び日程第5 第57号議案から日程第16 第68号議案までについて

○議長（古田聖人君） 日程第4、第6号報告及び日程第5、第57号議案から日程第16、第68号議案までの12議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い順次説明願います。

町長。

○町長（広江正明君） それでは、本日提出をさせていただきました案件について説明申し上げます。

まず提出させていただいた案件は、専決処分の報告が1件と、専決処分の承認が1件、そして、笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ほか3件の条例案件があり計4件と、岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議が1件、そして、笠松町土地開発公社の解散が1件、町道の路線認定が1件、また、平成29年度笠松町一般会計補正予算ほか3件の補正予算、計4件、以上13件であります。

この詳細につきましては副町長より説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古田聖人君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、順次御説明申し上げます。

まず1ページの第6号報告 専決処分の報告についてであります。

こちらは、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただきましたので、これを報告するものであります。

平成29年11月27日に専決をさせていただきました自動車事故に係る損害賠償の額であります。

相手方は羽島市在住の女性でありまして、事故の概要は、平成29年9月28日、笠松町田代地内の町道交差点を町有自動車が東進していたところ、南進してきた相手方車両が一時停止を怠り交差点に進入したため、町有自動車の左前方部と相手方車両の右前方部が接触したものであります。

損害賠償額は5万4,899円。ちなみに、負担割合は8対2で当方が2であります。

示談の成立日は、平成29年11月27日であります。全て一般財団法人全国自治協会の自動車損

害共済保険で対応させていただきました。

続きまして、3ページの第57号議案 専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を有するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告して承認を求めるものでございます。

平成29年9月28日に専決をさせていただきました平成29年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）1件であります。

補正額は639万6,000円でありました。

内容といたしましては、9月28日に衆議院が解散したことに伴い、10月22日に執行された衆議院議員総選挙に係る諸経費について、予算計上させていただきましたものであります。

8ページの歳出のところでございますが、第2款 総務費、第5項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費で13万1,000円の補正でございますが、今回の選挙に伴い選挙管理委員会の開催回数が増えますので、これに伴い委員報酬として13万1,000円を増額補正させていただきました。

また、3目の衆議院議員総選挙費でございますが、総額626万5,000円の補正をさせていただきました。主なものは、選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当を319万3,000円増額させていただきましたのと、開票事務に使用する投票用紙計数機等を購入することに伴い、備品購入費を64万円増額させていただきました。

歳入につきましては、基本的に第3目の衆議院議員総選挙費は100%県支出金で対応いたしますが、予算執行上の端数は一般財源を充てています。今回は、財政調整基金を繰り入れて充当させていただきました。

続きまして9ページからの、議案資料で5ページから6ページになっておりますが、第58号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児休業制度について所要の規定整備を行うものでございまして、内容として、今回は非常勤職員の育児休業の見直しを行うものでありまして、非常勤職員の育児休業は原則1年で、保育所等に保育の利用を希望し、申し込みを行っているものの入所できない等の場合は6カ月の延長が可能でありましたが、今回の改正は1歳6カ月まで延長しても、先ほど申し上げました入所できない事由に該当する場合は、さらに6カ月、つまり2歳まで再延長ができることとするものであります。

施行期日は公布の日であります。

11ページの第59号議案。議案資料では7ページ、8ページとなっております。

笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてで

ございます。

地域防災体制の充実・強化を目的として幅広い層から消防団員の確保を図るため、当該条例で定められている消防団員の種類として特定の任務に限り従事する機能別団員を新設するため、所要の規定整備を行うものでございます。

議案資料の7ページの新旧対照表を見ていただきますとわかりやすいのですが、新たに第2条を加え、3項で機能別団員は特定の任務に限り従事する団員と定義するもので、具体的な活動としては、火災の初期消火及び後方支援、そして大規模災害時の避難支援を想定いたしております。

報酬は第13条に規定してございますが、年額5,000円と規定いたしております。これは、笠松町の年間火災発生件数が1回程度である状況及び町の一般的委員の報酬、こちら日額5,400円でございますが、これを考慮して設定をさせていただきました。

なお、費用弁償につきましては基本団員、機能別団員とも同額とさせていただきます。

ただし、基本的に出勤はございません。消防団員の定数は120人で、現在9人が欠員となっております。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

12ページの第60号議案。議案資料では9ページとなっております。

笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に伴い、新たに導入する機能別団員の退職報償金の支給について所要の規定整備を行うもので、資料の9ページのほうにございますように別表第2の適用除外を規定するもので、ただし書きにありますように、勤務年数が5年未満で退職した機能別団員には退職報償金を支給しないこととするものであります。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

13ページの第61号議案 笠松町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、現在円城寺字川田地内に建設中の新学校給食センターが平成30年3月に完成し、同年4月より稼働することから、学校給食センターの位置について所要の規定整備を行うものであります。第2条の学校給食センターの位置を、現在の「長池227番地の2」から、「円城寺439番地の1」に変更するものであります。

施行期日は平成30年4月1日であります。

14ページから29ページにわたっております第62号議案、資料では11ページからになっております。

岐阜県市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議についてであります。

こちらは、岐阜県内の15市、21町村、27一部事務組合、3広域連合の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理しているこの岐阜県市町村職員退職手当組規約について、構成団体である可茂広域行政事務組合及び本巢消防事務組合が脱退すること並びに組合議員の選挙、組合の執行機関の組織及びその補助機関等に関して所要の規定整備を行うものであります。

また、これまでのこの規約の改正に際しては、構成団体の議決を経た後、岐阜県知事の許可を受けて規約改正を行ってまいりましたが、今般、総務省から退職手当組に対し、構成団体に岐阜県が加入する一部事務組合、具体的には岐阜県地方競馬組合ですが、これがある場合、地方自治法第286条の規定上、規約変更の許可権者は総務大臣となる旨の指摘があったことを受け、これまで改正された規約を遡及して適用させることに関し総務大臣の許可を求めため、あわせて町議会の議決を求めるものであります。

第1条から23ページの第48条までの改正は、後段で申しあげました遡及で適用を求め部分であり、過去に当町において議決済みの内容を改めて総務大臣の許可を求めための事務手続であります。詳細については省略させていただきます。

第49条の改正でございますが、こちらは可茂広域行政事務組合が平成29年3月31日をもって解散したことに伴い、同日をもって岐阜県市町村職員退職手当組から脱退することに伴う改正であります。

第50条関係の改正でございますが、7つの改正がございますが主なものだけ申し上げますと、第5条関係で、組合議員の選挙として町村の長である議員については、構成団体である町村の長の互選とし、町村の議会議長である議員については、構成団体である町村の議会議長の互選とする旨の改正であります。

そして第8条関係では、組合の執行機関で組合長または副組合長のいずれもが事故あるときまたは欠けたときの職務の代理については、法定事項でありますので削除する内容の改正を行います。

それから別表関係でございますが、こちら構成団体の改正でありまして、本巢消防事務組合が平成30年3月31日をもって解散することに伴い、同日をもって岐阜県市町村職員退職手当組から脱退することに伴う改正であります。

施行期日は総務大臣の許可のあった日ですが、第49条までの改正規定は遡及して適用することとなります。

続きまして、30ページの第63号議案 笠松町土地開発公社の解散についてであります。

この笠松町土地開発公社は、地価の高騰が続いた時代に、笠松町のまちづくりの計画的な推進及び財政負担の抑制を果たすことを目的として、町が500万円を出資し昭和44年に設立して

以来、町や国土交通省からの公共用地の先行取得依頼により迅速かつ柔軟に用地の取得・売却を行うことで、計画的なまちづくりに大きな役割を果たしてまいりました。

しかしながら、いわゆるバブル崩壊後の地価の継続的な下落という社会経済情勢の変化等により用地を先行して取得する必要がなくなり、近年においては必要最小限の用地取得にとどめるようになっていた中、多くの地方公共団体が抱える公社の経営問題の状況を踏まえ、平成21年度には国から土地開発公社の抜本的改革を推進するよう地方公共団体に要請があり、笠松町土地開発公社の今後のあり方について継続的に検討を行ってきたところであります。

平成30年度より、この笠松町土地開発公社の経営状況が基本財産等の運用利息の低下に伴い赤字を計上する見込みが判明したため、用地の先行取得の必要性、経済性及び効率性並びに町財産の保全の観点からその存在意義を見直し、この平成29年度中に解散すべく公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により町議会の議決を求めるもので、岐阜県知事の認可を受けたときに解散するという御提案でございます。よろしくお願ひいたします。

31ページの第64号議案。議案資料では16、17ページとなっております。

町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。

北及地内の宅地開発により設置されました私有道路について、町道編入審査委員会、こちらは11月7日に開催して議決しておりますが、こちらにおいて規格に適合しているかどうか等適否について審査を行った結果、町道に編入することとするものであります。

資料の16ページのほうが北及69号線で、起点も終点も北及であります。場所は北及字北山地内、延長は47.23メートル、幅員は6メートルから、隅切り部分は11.6メートルであります。

もう一路線の北及70号線も同じ開発事業によるもので、17ページにございますように延長は18.25メートル、幅員は6メートルから、隅切り部分は8.8メートルとなっております。

続きまして、32ページからの第65号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回、211万5,000円を補正させていただきます。

歳出のほうから御説明申し上げますが、39ページをお開きいただきたいと思います。

まず第2款の総務費、第1項 総務管理費、第4目の電子計算費でございますが、計で59万1,000円の増額補正をさせていただいております。2つの内容がありまして、1つは社会保障・税番号制度について情報連携を行う際のデータ形式等を規定したデータ標準レイアウトの改版に伴い、総合行政システムの改修委託料を52万5,000円させていただくものであります。内容としては、厚生労働省分の障害福祉の関係と児童福祉の関係に用いる様式でございます。財源は国庫補助が3分の2いただけることになっております。

もう一つは、これまでの保育士等処遇改善に、技能・経験に応じた保育士等の処遇改善が新

たに設けられ、制度が拡充されたことに伴い既存システムに追加改修を行うもので、子ども・子育て支援システム改修委託を14万6,000円増額させていただきます。

2事業で67万1,000円ですが、当初にあらかじめ制度改正に伴うシステム改修費を8万円計上しておりましたので、今回の補正額は59万1,000円となっております。

先ほどの子ども・子育て支援システムの改修委託につきましては、県の補助金が100%いただけることになっております。

続きまして、5目の町民バス運行費でございますが、こちらにつきましては、町民バスの修繕については当初予算に車検代を含め相当の額を計上してまいりましたが、予想以上に修繕が発生しており、今後の修繕の発生に迅速に対応するため、修繕費を確保するため60万6,000円を補正させていただくものであります。

そして、6目の防災対策費でございますが、こちらは防災士資格取得希望者が予定していたより多く見込まれるため、地域防災リーダー育成講座補助金を6万5,000円増額させていただくもので、なお助成金額であります。対象経費の2分の1で上限が3万円ということには変わりございません。

そして第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費と4目の障害福祉費ほうで補正をさせていただいておりますが、こちらはいずれも社会保障・税番号制度に係るデータ標準レイアウトの改版によるシステム改修費用の増額に伴い、国民健康保険特別会計繰出金と介護保険特別会計繰出金を増額させていただくと、それから障害のほうでは受給者証発行システム改修委託料を補正させていただくものであります。いずれも国庫補助金が3分の2であります。

そして民生費の第2項 児童福祉費、第3目 子育て支援推進費であります。こちらは病児・病後児保育の利用者の増に伴い扶助費を11万6,000円増額させていただきます。当初20人を見込んでおりましたが、67.5人分が見込まれるということで補正をさせていただきます。2分の1が県の補助金となっております。

40ページの第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費ですが、こちらは妊婦歯科健康診査者数が予定していたより増加することに伴い、妊婦歯科健康診査委託料を11万6,000円増額させていただくものであります。

もう一つは、養育医療対策者数、未熟児の増加がございまして、こちら80万円増額させていただきます。こちらは本人が20%負担で、それを除いた2分の1が国庫補助金、4分の1が県補助金となります。

それから4目の地域医療対策費でございますが、こちらは3,000万円とちょっと大きな補正ですが、救急医療体制の確保のため救急告示病院に対する運営費補助金を3,000万円補正させていただくもので、羽島市それから岐南町は笠松町へ負担金を納入していただき、3,000万円

の補助金は笠松町が代表して支出するというものであります。内訳としましては、羽島市が620万円、岐南町が1,050万円、笠松町が1,330万円となります。これに係る特別交付税の申請はそれぞれの自治体で行うこととなります。

第5款の農林水産業費、第1項 農業費、第3目の農業振興費でございますが、こちらは県内産の飛騨牛生産基盤の整備を推進するため、優良繁殖雌牛の保留を行う事業者に対する補助金を23万4,000円増額させていただくものであります。財源としては、岐阜県畜産協会からの飛騨牛生産基盤強化対策事業補助金として2分の1の11万7,000円をいただくことになっております。

それから、一番下の第6款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費であります。こちらは、産業振興助成金申請の受け付けが平成28年度で終了するに当たり、平成29年1月以降の予算編成後の駆け込み申請が見込みより増加したため、交付金を113万4,000円増額させていただくものであります。当初は24件見込んでおりましたが、8件駆け込みでございまして、計32件となりました。

それから第7款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費であります。こちらは下水道事業特別会計の前年度繰越金の精算等の補正に伴い、一般会計からの繰出金を3,786万5,000円減額させていただくものであります。

そして41ページの第8款 消防費、第1項 消防費、第1目 非常備消防費であります。こちらは笠松町コミュニティ消防センターに配備している可搬ポンプ積載照明車の発電機、こちらは購入から約30年が経過しているわけですが、この故障に伴い修繕料を68万9,000円増額させていただく補正を提案させていただきます。

第2目の消防施設費のほうは、こちらは南部コミュニティ消防センター2階の電動カーテン故障に伴い、修繕料を36万3,000円増額させていただきます。

そして、第9款 教育費、第5項 社会教育費、第4目 歴史未来館費でございますが、こちらは歴史未来館の展示がえ等事業計画の検討に時間を要するため、運営協議会の開催数を1回分増加することに伴い、報酬を3万8,000円増額させていただきます。

また、館内展示の配置変更にあわせ監視カメラ2台の増設と、既存の監視カメラのモニターパソコンのハードディスクを交換することに伴い、工事請負費を63万3,000円増額させていただきます。

42ページの第10款 公債費、第1項 公債費、第1目の元金であります。こちらは平成29年4月1日付で借り入れ利率の見直しを3件行いましたが、借り入れ利率が過去10年間の分より下がりましたが、こちらは元利均等償還を行っておりますので、長期債の元金償還が増額となったことに伴い償還金利子及び割引料を増額させていただくものであります。

また、2目の利子のほうでございますが、こちらまず1点はこの4月1日付で借り入れ利

率の見直しを3件行いましたことと、それから平成28年度借り入れ分が10件ございましたが、こちらの利率が決定したことにより長期債の利子償還が予定より減額となったことに伴い、償還金利子及び割引料を243万9,000円減額させていただくものであります。

第11款の諸支出金、第2項 基金費、第4目 光文庫整備基金費でございますが、こちらは株式会社光製作所から光文庫整備を目的とした指定寄附をこの11月15日にいただきましたので、基金に積み立てるため積立金を200万円増額するというものでございます。

以上が歳出でございますが、歳入についてはおおむね歳出で御説明しましたので省略させていただきますが、1点だけ、38ページの第17款の繰入金でございますが、今回の補正に伴い財源に充てていた財政調整基金繰入額を1,860万9,000円減額するという補正をさせていただきます。

以上が一般会計の補正予算でございます。

続きまして、43ページの第66号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正額は、761万3,000円の増額補正であります。

歳出のほうでございますが、一般会計のほうで若干御説明いたしましたが、社会保障・税番号制度におけるデータ標準レイアウトの改版によるシステム改修委託料の増額を15万6,000円させていただきます。また、不足が見込まれる退職被保険者等療養費を増額するほか、前年度分の国庫負担金等の精算に伴い返還金を増額するものであります。

歳入につきましては、社会保障・税番号制度におけるシステム改修委託料の増額に伴い一般会計繰入金を増額するほか、返還金の増額分等については前年度繰越金を充てるため繰越金を増額させていただいております。以上が国保の補正予算でございます。

47ページの第67号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正額は83万1,000円であります。

こちらも歳出のほうから御説明いたしますが、前の議案と同様に、社会保障・税番号制度におけるデータ標準レイアウトの改版によるシステム改修委託料を増額させていただいております。

歳入につきましては、この増額に伴いまして一般会計繰入金を増額させていただくという内容であります。

最後ですが、50ページからの第68号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正額は、1,191万3,000円の減額をさせていただくものであります。

歳出であります。まず増加するものとしましては、クレジットカード決済による納付希望

者が増加したことに伴い手数料を2万6,000円増額させていただくもの、そして今年度供用開始いたしました地域、北及と円城寺であります。こちらの地域において下水への切りかえ件数が見込みより増加したことに伴い、下水排除・処理相互委託料を45万2,000円増額、そして水洗便所等改造工事助成金を51万円増額させていただくものであります。

反対に減額するものとしたしましては、平成31年4月から下水道事業の法適化に向けた会計システムの構築業務委託を行っておりますが、これに係る契約差金を96万7,000円減額させていただくこと、そしてもう一つは平成28年度消費税の確定に伴い、平成29年度の消費税を1,193万4,000円減額させていただくものであります。こちらは、平成28年度借り入れの資本費平準化債、1億5,000万円借りたわけですが、こちらが消費税課税標準額から控除されることとなったことから、こういった減額をできることになったものであります。

歳入であります。前年度繰越金を全額計上するため1,872万円増額するとともに、先ほどの話と同じなんです。28年度分の消費税の確定に伴う返還金723万2,000円を計上し、あわせて今回の増額補正等の財源に充て、一般会計からの繰入金金を3,786万5,000円減額するものであります。

以上が今回定例会に提案させていただいた議案であります。よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古田聖人君） お諮りいたします。明12月9日から13日までの5日間は議案精読のため休会とし、12月14日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明12月9日から12月13日までの5日間は休会することに決しました。

散会の宣告

○議長（古田聖人君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午前10時44分

